## 8 月農地部会議事録

と き 平成 28 年 8 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分 ところ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

1番 馬場豊、2番 寺沢和則、3番 和泉俊雄、4番 中村正記、5番 山内光興、

6番 大久保秀幸、7番 髙橋勝男、8番 木村武美、9番 森園秀一、10番 田名部和義、

11 番 古舘傳之助、13 番 堰端治、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、

17番 林善嗣、18番 下舘敏、19番 籠田悦子

欠席した委員

12番 田中忠二

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農地GL) 寺沢智幸、農政GL 村上司

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中野

## 部会開会 13 時 30 分

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事 を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

部会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存 じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、11 番 古舘傳之助委員、13 番 堰端治委員、両氏を指名致します。

日程第2 部会長 次に、日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について を議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

和泉委員

和泉から報告いたします。去る7月28日、森園委員と市庁別館7階会議室におきまして、資料1ページ番号23番から資料2ページ番号28番までの6件について調査をしてまいりましたので報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、 耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

3条23番

23 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人でございます。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためでございます。申請地における貸付はございません。申請地における受人の作付計画は、水稲でございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はございません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離1km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験5年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員は女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、田植機、コンバイン各1台を親戚から借用して使用するそうです。

3条24番

続きまして、24 番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人でございます。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためでございます。申請地における貸付はございません。申請地における受人の作付計画は、アスパラガスでございます。過去3年間におけ

る農地の取得・売却事例はございません。申請地周囲の状況でございますが、通作 距離 12 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・ 山林地なし。農業経験 15 年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございま せん。受人の労働力ですが、世帯員は男4人、女1人、うち農業専従者は女1人、 兼業者は男1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクターを1台所有して おります。

3条25番

続きまして、25 番ですが、調査には、渡人は本人が、受人は委任状を持って代理人が出席しております。両者の関係は、知人でございます。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためでございます。申請地における貸付はございません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいもでございます。過去3年間における農地の取得・売却事例でございますが、受人が平成27年6月に畑を取得しております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離30㎞。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験30年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女2人、うち農業専従者は男2人、女2人でございます。農機具保有状況ですが、トラック3台、トラクター5台、コンバイン3台、乾燥機3台、精米機2台を所有しております。資料2ページをご覧ください。

3条26番、27番

調査には、受人と 26 番の渡人は本人が、27 番の渡人は委任状を持って代理人が出席しました。両者の関係は、26 番、27 番ともに知人です。態様別は、26 番が売買、27 番が賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、26 番の渡人は規模縮小、27 番の渡人は労力不足です。26 番、27 番ともに申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。作付計画は、水稲です。通作距離は、どちらも 2 km で、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験なし。地域農業への影響はなし。です。年金、税猶予等ですが、27 番の渡人が経営移譲年金を受給していますが、特に問題はないとのことです。受人の労働力ですが、世帯員は男 5 人、女 4 人、うち兼業者は男 2 人です。農機具保有状況は、トラック 1 台を所有しており、他は知人等から借用するそうです。

続きまして、26番と27番ですが受人が同一ですので、一括して報告します。

3条28番

続きまして、28 番ですが、調査には、渡人は本人が、受人は委任状を持って代理人が出席しております。両者の関係は、知人でございます。態様別は、贈与でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためでございます。申請地における貸付はございません。申請地における受人の作付計画は、トマトでございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はございません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離0m。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験10年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はございません。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人、うち農業専従者は男2人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、トラクター1台、軽トラック1台を所有してお

ります。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

部会長

鳥喰委員。

鳥喰委員

26 番の態様別が売買となっておりますが、差し支えなければ、いくらか教えていただきたい。

大里主幹

事務局からお答えします。26番の売買価格は130万円とういうことで、申請されています。よろしいでしょうか。

鳥喰委員

はい。

部会長

そのほか、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3 部会長 次に、日程第3、議案第34号、平成28年度第5号八戸市農用地利用集積計画の 決定についてを議題と致します。それでは、事務局から説明願います。

菊谷技查

事務局の菊谷から、議案第34号「平成28年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

利用集積1番

今回の利用権設定件数は使用貸借1件となっております。

借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手1名、貸し手1名で、利用権設 定面積は6,392 ㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の 耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稲を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。公告年月日は、平成28年8月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4 部会長 次に、日程第4、議案第35号、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題と 致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

森園委員

森園から報告します。去る7月28日、和泉委員と別館7階会議室において、議案第35号の1番を、調査して参りましたので報告します。資料5ページをお開き願います。

計画変更1番

事業計画変更後の申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、 資料の下段の表に記載のとおりです。

申請者の譲渡人は、この土地について、上段の表にあるとおり、住宅1棟建築を転用目的として、昭和46年2月24日付けで5条許可を取得していたものです。

申請者は元々八戸の方で、当時は、青森市に本社のある会社に勤務していたため、 青森市に住んでおり、八戸市には母親がひとりで借家暮らしをしていました。八戸 市内に住宅を建て、同居をする予定で5条許可を得たのですが、仕事の都合で希望 通りの転勤ができない等の問題があり、住宅建築の計画は先延ばしになっていった そうです。その後、生活と仕事の本拠を青森市に置かざるを得なくなり、母親との 同居は定年を迎えてからと考えていましたが、定年になる前の平成14年に母親が亡 くなり、申請地に住宅を建築する意味が無くなってしまったとのことです。

このような中、下段の表のとおり、今般、別の方が申請地に住宅 1 棟を建築したいということで話が進み、事業計画の変更承認申請がなされたものです。変更内容は、転用事業者の変更と住宅の建築面積の変更のみで、今までの経緯や現在の状況から考えて変更を承認しても差し支えないものと考えます。

なお、申請地面積が4m<sup>®</sup>ほど少なくなっていますが、これは、平成元年に市道の 拡幅に伴い、敷地の一部を分筆したことによるものです。

また、この転用案件については、次の議案 36 号の中でも報告いたします。 以上で、議案 35 号の報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5 部会長 次に、日程第5、議案第36号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可 についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

森園委員

森園から報告します。去る7月28日、和泉委員と別館7階会議室において、議案第36号の9番、10番、11番を、調査して参りましたので報告します。資料7ページをお開き願います。

5条9番

番号9番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は売買。転用目的は資材置場です。受人は、主に三八管内での信号機の設置工事等を行っているそうです。実施計画は、平成28年9月5日から平成28年9月15日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、土留め、盛土をし、フェンスを設置します。立地条件は、八戸市立大館中学校から南側約910mに位置し、田・雑種地に囲まれております。県道に接続しており、用排水路があります。

農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、既存面積の2分の1 を超えない敷地の拡張が不許可の例外にあたるためです。

権利調整措置並びに、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条10番

続きまして、番号 10 番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は売買。転用目的は資材置場です。実施計画は、平成 28 年 9 月 10 日から平成 28 年 9 月 15 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをし、ネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立白銀中学校から北東側約 890m に位置し、畑・雑種地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。

農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、申請地は長年休耕地となっており、生産性が低い土地であるためです。

権利調整措置並びに、税猶予等は、全てなしとなっております。

ただし、後ほど申し上げますけれども、転用面積が 3,000 ㎡を越える事業計画となっております。

5条11番

続きまして、番号 11 番ですが、先ほど農地転用計画変更申請に係った事例ですけれども、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は売買。転用目的は住宅 1 棟建築です。受人は子供4人を含む6人家族とのことです。実施計画は、平成28年10月1日から平成29年2月20日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置し、排水は敷地内で処理します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校

から東側約 500m に位置し、畑・宅地に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。

農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、申請地は住宅に囲まれており、市街化区域に近い農地であるためです。

権利調整措置並びに、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。なお、番号 10 番の案件については、転用面積が 3,000 ㎡を超えることから、農地法第5条第3項の規定に基づき、部会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である農業会議へ意見聴取を行うこととなります。以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

部会長

鳥喰委員。

鳥喰委員

10番についてですが、申請地が2筆ありますが、これは同じ場所でしょうか。離れた場所でしょうか。

田中主事

事務局から説明いたします。申請地2筆は隣接している土地になります。

鳥喰委員

それともう一つ。今まで受人の方は、資材置場が無かったのでしょうか。

田中主事

事務局から説明いたします。こちらの受人の資材置場ですが、申請地の西側に隣接して既存の資材置場がございます。

鳥喰委員

既存の資材置場は、どの程度あるのでしょうか。

田中主事

既存の資材置場の面積ですが、2,400㎡程あります。

鳥喰委員

かなりの面積ですけども、調査された方が適当と報告されてますので。以上です。

部会長

そのほか、ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。 日程第6 部会長 次に、日程第6、報告第38号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の 7 月分でございます。資料の 9 ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料9ページ番号 69番から資料 11ページ番号 76番までの計8件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号 71 が希望有り、その外は無しとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

田名部委員

はい。

部会長

田名部委員。

田名部委員

届出の多くで地目が畑となっていますが、現況は作付けされているのでしょうか。

大里主幹

休耕地となっているかもしれませんが、地目は畑となっているものです。

田名部委員

これは、あっせんで税猶予を受けれるようなものでしょうか。

大里主幹

71 番については、市街化区域の畑ですので、あっせんの税猶予等は受けられないということは、申請者の方に説明しています。処分したいということであれば、必要書類を揃えて提出していただければ、「のうぎょうだより」に載せることができますよということでお話しております。

田名部委員

作が付いてないということは、草ぼうぼうの畑という認識ですか。

大里主幹

休耕地という認識でしたが、こちらの届出の農地については、現地確認をしていませんので、詳しい現況はわからないです。

田名部委員

わかりました。

部会長

そのほか、ございませんか

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第7

部会長

次に、日程第7、報告第39号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用 届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局 から報告願います。

田中主事

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の7月分でございます。資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番 撤回理由は事業計画変更のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を申請者に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8 部会長 次に、日程第8、報告第40号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用 届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報 告願います。

田中主事

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の7月分でございます。15ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出105番

番号 105 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条届出106番

番号 106 番、転用目的は宅地造成でございます。

5条届出107番

番号 107番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出108番~109番

番号 108 番、109 番、転用目的は宅地拡張でございます。

5条届出110番

番号 110 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条届出111番~113番

番号 111 番、番号 112 番、113 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出114番

番号 114番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出115番 番号 115番、転用目的は住宅2棟建築でございます。

5条届出116番 番号 116番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをご覧ください。

5条届出117番 番号 117番、転用目的は駐車場でございます。

5条届出118番~119番 | 番号 118番、119番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出120番~121番 番号 120番、121番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出122番 番号 122番、転用目的は資材置場でございます。

次ページをご覧ください。

5条届出123番~125番 番号 123番、124番、125番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出126番 番号 126番、転用目的は住宅5棟建築でございます。

5条届出127番 番号 127番、転用目的は駐車場でございます。

5条届出128番 番号 128番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

次ページをお開き願います。

5条届出132番 番号132番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出133番 番号 133番、転用目的は住宅2棟建築でございます。

5条届出134番 番号 134番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条届出135番 番号 135番、転用目的は太陽光発電設備施設でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以

上、報告を終わります。

部会長 只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑なしと認めます。

日程第9 次に、日程第9、報告第41号、農地法第18条第6項の規定による通知について、

部会長 事務局から報告願います。

大里主幹 事務局の大里から、ご報告いたします。資料の27ページをご覧ください。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ

います。

18条39番 番号39番につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、補

償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成28年8月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

部会長 只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長ご質疑なしと認めます。

部会長 以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 02 分)